

「学術変革領域研究」について（案）

令和元年10月23日
科学技術・学術審議会
学術分科会研究費部会

科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会（以下「本部会」という。）は、第8期の本部会において取りまとめた「科研費による挑戦的な研究に対する支援強化について」（平成28年12月20日）において、「『新学術領域研究』については、『科学研究費助成事業『新学術領域研究（研究領域提案型）』の成果・課題について』（平成28年2月24日科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会）を踏まえ、現行種目の意義・効果を十分確保しつつ、先行実施する『挑戦的研究』の効果等を見極めながら、将来的な在り方を検討することが必要」との提言を行った。

本部会は、平成29年4月に科研費改革に関する作業部会（以下「作業部会」という。）を設置し、新学術領域研究の見直しに関する検討に着手した。作業部会では、「領域型研究」への支援について、基盤研究等、他の研究種目では代替・補償しがたいものを明確にし、そもそも「領域型研究」による支援が必要か否かを原点に立ち返って、日本学術振興会や研究者等の意見も聴取しながら検討を行った。

これらの検討結果を踏まえ、科学研究費補助金審査部会の意見も聴取しつつ、本部会として新学術領域研究（研究領域提案型）を見直し、新たに創設する「学術変革領域研究」の内容を別添のとおり取りまとめる。

「学術変革領域研究」について

1 目的・対象等

	学術変革領域研究	
	(A)	(B)
目的	○多様な研究者の共創と融合により提案された研究領域において、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを先導するとともに、我が国の学術水準の向上・強化や若手研究者の育成につながる研究領域の創成を目指し、共同研究や設備の共用化等の取組を通じて提案研究領域を発展させる研究。	○次代の学術の担い手となる研究者による少数・小規模の研究グループ（3～4グループ程度）が提案する研究領域において、より挑戦的かつ萌芽的な研究に取り組むことで、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを先導するとともに、我が国の学術水準の向上・強化につながる研究領域の創成を目指し、将来の（A）への展開などが期待される研究。
応募金額 (1 研究領域 ／年)	5,000 万円から 3 億円程度 ※真に必要な場合には、それを超える応募も可能とする。	5,000 万円まで ※領域代表者として 1 回に限り受給できる。
研究領域の 構成	総括班・計画研究・公募研究	総括班・計画研究
	【計画研究】 ○「計画研究」を相当数設け、必ず「総括班」を一つ設定。 ○次代の学術の担い手となる研究者（45 歳以下の研究者）を研究代表者とする計画研究（総括班を除く）が、複数含まれる領域構成とする。 【公募研究】 ○領域設定期間の 1 年目及び 3 年目に公募を行い、次の最低基準のどちらかを上回るよう設定。 ・ 1 年目と 3 年目それぞれの採択目安件数が 15 件を上回る ・ 公募研究に係る経費の総額が領域全体の研究経費（5 年総額）の 15%を上回る	【計画研究】 ○領域代表者は、次代の学術の担い手となる研究者（45 歳以下の研究者）であることを必須とする。 ○「計画研究」を複数設け、必ず「総括班」を一つ設定。 ○次代の学術の担い手となる研究者を研究代表者とする計画研究（総括班を除く）が、複数含まれる領域構成とする。 ○次代の学術の担い手となる研究者が、自律的な研究環境の下、グループ研究を通じて専門分野にとどまることなく、学問分野の横断・融合を目指し、より挑戦的かつ萌芽的な研究活動に取り組む。 ※公募研究は行わない
研究期間	5 年間	3 年間

<p style="text-align: center;">対象</p>	<p>○学問分野に新たな変革や転換をもたらし、既存の学問分野の枠に収まらない新興・融合領域の創成を目指す研究領域、又は当該学問分野の強い先端的な部分の発展・飛躍的な展開を目指す研究領域であって、多様な研究グループによる有機的な連携の下に、新たな視点や手法による共同研究等の推進により、革新的・独創的な学術研究の発展が期待されるもので、次の 1)～3)の全ての要件及び該当する場合は 4)の要件を満たすもの。</p> <p>1) 基礎研究分野（基礎から応用への展開を目指す分野を含む。）であって、複数の分野にまたがる研究領域の創成や革新的な学術研究の発展が期待されるもの。</p> <p>2) 「(i) 国際的な優位性を有する(期待される)もの」、又は「(ii) 我が国固有の分野若しくは国内外に例を見ない独創性・新規性を有する(期待される)もの」。</p> <p>3) 研究期間終了後に、個々の研究課題について十分な成果が期待されるとともに、これまでの学術分野の概念や方法論を変革することなどが研究領域の成果として十分に期待されるもの。</p> <p>4) 過去に「新学術領域研究（研究領域提案型）」又は他の研究費制度において採択された研究領域を更に発展させる提案については、当該研究費で期待された成果が十分に得られており、それまでの成果を踏まえ、更に強い先端的な部分の発展・飛躍的な展開を図る内容となっているもの。</p>	<p>○学問分野に新たな変革や転換をもたらし、既存の学問分野の枠に収まらない新興・融合領域の創成を目指す研究領域であって、少数・小規模の研究グループによる有機的な連携の下に、新たな視点や手法による共同研究等の短期的な取組により、革新的・独創的な学術研究の創成が期待されるもので、次の 1)～3)の全ての要件を満たすもの。</p> <p>1) 基礎研究分野（基礎から応用への展開を目指す分野を含む。）であって、複数の分野にまたがる研究領域や革新的な学術研究の創成を目指すもの。</p> <p>2) 「(i) 国際的な優位性を有する(期待される)もの」、又は「(ii) 我が国固有の分野若しくは国内外に例を見ない独創性・新規性を有する(期待される)もの」。</p> <p>3) 研究期間終了後に、個々の研究課題について十分な成果が期待されるとともに、これまでの学術分野の概念や方法論を変革する可能性を有することなど、(A)への展開などが期待されるもの。</p>
--	--	--

2 審査時期・審査方式

	学術変革領域研究		
	(A)		(B)
	領域（計画研究）	公募研究	領域（計画研究）
審査時期	(※1)	(※1)	(※1)
審査区分	4区分(※2)	—	4区分(※2)
審査方式	書面評価及びヒアリング ⇒審査意見書を活用	二段階書面審査 (領域の運営に配慮する 方策を導入)(※3)	書面評価及び合議審査 ⇒審査意見書を活用

※1 審査時期については、「5 今後のスケジュール」において記載。

※2 審査区分表の大区分を四つの区分で括り、以下の4区分で審査を実施。

①学術変革領域研究区分（Ⅰ）

大区分「A」の内容を中心とする研究課題を審査。

②学術変革領域研究区分（Ⅱ）

大区分「B」から「E」の内容を中心とする研究課題を審査。

③学術変革領域研究区分（Ⅲ）

大区分「F」から「I」の内容を中心とする研究課題を審査。

④学術変革領域研究区分（Ⅳ）

大区分「J」から「K」の内容を中心とする研究課題を審査。

※3 総採択件数の半数程度が若手研究者（博士の学位を取得後8年未満又は39歳以下の博士の学位を未取得の研究者）となるよう若手研究者を積極的に採択。

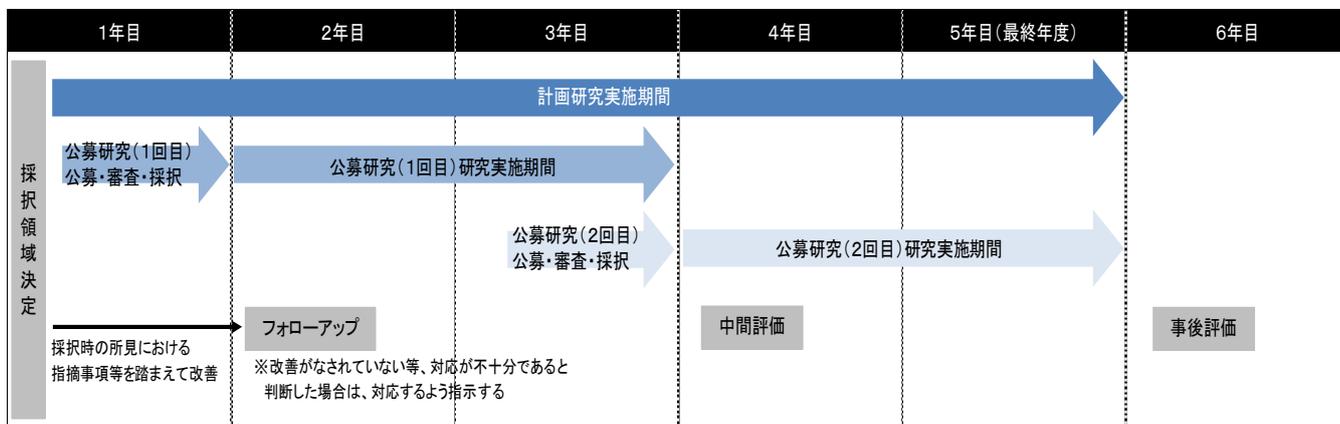
3 評価時期・評価方法

	学術変革領域研究	
	(A)	
	中間評価	事後評価
評価時期	4年度目 (研究期間5年間の4年度目) ○領域及び個々の計画研究の進捗状況の評価 ○次の新たな応募がなされた場合に、評価資料として活用 ○2年度目(研究期間5年間の2年度目)に、審査結果の所見等の指摘事項に係る対応状況や領域の運営状況についてフォローアップを行う	6年度目 (研究期間終了後の翌年度) ○当初の設定目的の達成状況の評価 ○中間評価結果の所見等の指摘事項に関する対応状況の確認
評価方法	書面評価及びヒアリング	書面評価を原則とし、必要に応じヒアリング

※なお、(B)については、研究期間等を踏まえ、中間評価・事後評価は実施しない。

(B)において実施した研究成果を基に(A)へ応募を行うものについては、(A)での審査を行う際、(B)における研究成果についてもあわせて評価(審査に加味)する。

(参考) 評価に係るスケジュールイメージ



4 他の研究種目との重複制限

学術変革領域研究における計画研究等の重複制限については、新学術領域研究（研究領域提案型）における重複制限を基本的枠組みとしつつ、新設する学術変革領域研究（B）については、次代の学術の担い手となる研究者が挑戦的な研究に取り組むことが可能となるよう以下のとおりとする。

（重複応募・受給を認めるもの）

- 学術変革領域研究（B）の領域代表者と、基盤研究（S）（代表者）
- 学術変革領域研究（B）の領域代表者及び計画研究（代表者）と、挑戦的研究（開拓）（代表者）
- 学術変革領域研究（B）の領域代表者と、特別推進研究（分担者）

5 今後のスケジュール

（1）学術変革領域研究の審査スケジュール

- ・初年度（令和2年度）の公募時期は令和2年度予算案閣議決定後（令和2年1月頃）を想定していることから、採択領域の決定時期が現行の新学術領域研究に比べて遅くなるが、2回目の公募においては公募時期を前倒し、3回目の公募を目途に平準化していく。

（2）学術変革領域研究の審査・評価業務の日本学術振興会への移管

- ・文部科学省で審査を少なくとも2回程度実施し、（B）の応募状況等を踏まえ、審査方法等の改善を図った後に日本学術振興会へ移管することを想定。
- ・移管に当たっては、日本学術振興会学術システム研究センターにおける業務の増加が見込まれることから、十分な体制の強化が必要である。